

奈半利川淡水漁業協同組合 内共第 504 号 第五種共同漁業権遊漁規則

平成 25 年 9 月 1 日 認可

平成 27 年 5 月 29 日 一部変更認可

平成 28 年 6 月 2 日 一部変更認可

平成 29 年 6 月 23 日 一部変更認可

令和 2 年 4 月 24 日 一部変更認可

令和 5 年 5 月 11 日 一部変更認可

(目 的)

第 1 条 この規則は、奈半利川淡水漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第 504 号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、あまご及びもくずがにに限る。第 5 条において同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第 2 条 この漁場の区域内において、徒手採捕、さお漁、すくい網、しゃくり掛け、金突、ひご釣り、はえ縄、石ぐろ、は具、うなぎうえ（もじ）又はかに籠によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第 6 条第 1 項又は第 2 項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

ただし、第 4 条第 4 項の規定に基づき遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第 6 条第 6 項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚 種	漁具漁法
あ ゆ	と網、なげ網

3 前項の承認を受けた者は、第 6 条第 3 項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁の制限)

第 3 条 遊漁者は、前条第 1 項及び第 2 項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

(漁具漁法等の制限)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模等でなければ行ってはならない。

漁 具 漁 法	規 模 等
石 ぐ ろ	縦200センチメートル以下、横180センチメートル以下のものを3個以内とすること。
か に 籠	縦、横及び高さを合計した寸法が 150 センチメートル以下のもので 5 個以内とし、かに籠ごとに組合が発行する許可証を付けること。
な げ 網	長さ 20 メートル以下、高さ 0.7 メートル以下のものとすること。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、10 月 1 日から同月 15 日まで及び 12 月 1 日から同月 31 日までの間において当該期間を延長することができるものとし、延長した期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あ ゆ	徒 手 採 捕 さ お 漁 す く い 網	第五種共同漁業権内共第 504 号に係る漁場の全区域	6 月 1 日から 9 月 30 日まで。 ただし、さお漁のうちえさ釣り 及びぎじ釣りによるものに限り、 7 月 15 日から 9 月 30 日までとする。
	しゃくり掛け	奈半利川の田野ぜきから上流 の区域	7 月 1 日から 9 月 30 日まで
	金 突	奈半利川の長山橋上流端から 上流の区域並びに同川支流野 川川及び奈半利川支流西谷川 の区域。ただし、奈半利川支流 小川川のメガネ橋から弘瀬の 堰までの区域を除く。	8 月 1 日から 9 月 30 日まで
	と 網 な げ 網		8 月 1 日から 9 月 30 日まで。 ただし、夜間を除く。
う な ぎ	さ お 漁 ひ ご 釣り は え 縄 は 具 うなぎうえ (もじ)	第五種共同漁業権内共第 504 号に係る漁場の全区域	4 月 1 日から 9 月 30 日まで
	石 ぐ ろ	奈半利川の奈半利川橋下流端 から下流の区域	
あ ま ご	さ お 漁	第五種共同漁業権内共第 504 号に係る漁場の全区域	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
もくずがに	徒 手 採 捕 か に 籠		8 月 1 日から 11 月 30 日まで

3 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる区域内及び同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行ってはならない。ただし、組合は、当該区域を縮小することができるものとし、縮小した区域については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ	奈半利川の旧鉄橋跡から下流の区域	12 月 1 日から同月 31 日まで

4 第 2 項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。ただし、採捕したものは、放流しなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あまご	フライ（毛バリ釣り） ルアー釣り	奈半利川の野川川ダム下流端か ら野川橋上流端までの区域	10 月 1 日午前 6 時から翌年の 2 月末日午後 6 時まで

（全長等の制限）

第 5 条 次の表の左欄に掲げる水産動植物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのもの

を採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
あ ゆ	全長 10 センチメートル以下
う な ぎ	全長 21 センチメートル以下
あ ま ご	全長 10 センチメートル以下
も く ず が に	甲幅 5 センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付の方法等)

第 6 条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、奈半利川淡水漁業協同組合事務所（安芸郡奈半利町字ナカズ後乙 1419 番地 10）において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に 1,000 円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚 種	漁 具 漁 法	1 日 遊 漁 料	1 年 遊 漁 料
あ ゆ	徒 手 採 捕 さ お 漁 す く い 網 し ゃ く り 掛 金 突	3, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円
う な ぎ	さ お 漁 ひ ご 釣 り は え 縄 石 ぐ ろ は 具 うなぎうえ（もじ）		
あ ま ご	さ お 漁		
もくずがに	徒 手 採 捕 か に 籠	設定なし	

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊 漁 者	1 年 遊 漁 料
中 学 生 以 下 の 者	無 料
1 8 歳 以 下 の 者 （ 中 学 生 以 下 の 者 を 除 く 。 ）	5 0 0 円
肢 体 不 自 由 者 7 0 歳 以 上 の 者	3, 0 0 0 円

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、奈半利川淡水漁業協同組合事務所（安芸郡奈半利町字ナカズ後乙 1419 番地 10）において納付するときの特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの特別遊漁料の額は、同表に定める特別遊漁料の額に 1,000 円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚 種	漁 具 漁 法	特別遊漁料（1年）
あ ゆ	と 網	9, 0 0 0 円
	な げ 網	6, 0 0 0 円

4 前3項に規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、3月1日から翌年の2月末日までとする。

5 遊漁者は、第1項又は第2項に規定する遊漁料のほか、かに籠1個につき実費相当額として組合が別に定める額の許可証代を別に納付しなければならない。

6 第4条第4項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、奈半利川淡水漁業協同組合事務所（安芸郡奈半利町字ナカズ後乙1419番地10）において納付するときの特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの特別遊漁料の額は、同表に定める特別遊漁料の額に1,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚 種	漁 具 漁 法	特別遊漁料（1日）	特別遊漁料（1期間）
あまご	フライ（毛ばり釣り） ルアー釣り	1, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円

（遊漁承認の交付等）

第 7 条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携行しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第 8 条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第 9 条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第 10 条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第7条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

この規則は、令和5年6月1日から施行する。